

公共施設使用料の見直しに関する基本方針の改訂について

財 政 部

1 趣旨

社会経済情勢や利用実態の変化を踏まえ、受益と負担の公平性を確保し持続可能な施設運営を図るため、公共施設使用料の基本方針の改訂を行う。

本改訂により、今後の公共施設の適正かつ安定的な運営体制の構築を目指す。

2 改訂概要

(1) 市内・市外料金の設定

市民を主たる受益者と位置づけ、市外在住者には市内利用者と異なる料金設定を可能とする。施設の性質や利用実態、近隣自治体の制度を踏まえ、市内料金の 2 倍を上限とする負担調整を基本とする。

(2) 定期的な検証

受益者負担の公平性を確保するため、3 年ごとに必要な見直しを行うが、社会情勢に大きな変化があった場合は適宜使用料を見直す。

(3) 利用料金制導入施設の取扱い

指定管理者制度における利用料金制施設については、本方針に基づき利用料金の上限額を設定する。既存協定は更新時に見直しを行うことを基本とし、必要に応じて協定期間中の見直しも可能とする。

(4) 減免取扱の適正化

減免は政策的・特例的措置であり、受益者負担の原則を守るため真にやむを得ない場合に限定する。

(5) 見直しの期間

新たな料金体系への移行は、準備が整った施設から順次実施し、原則として令和 9 年 4 月 1 日までに完了する。やむを得ない事情がある場合は令和 1 0 年 4 月 1 日まで延期可能とする。ただし、廃止予定の施設は見直し対象外とする。